

授業計画1回～8回

回	月 日	テーマ	講義の内容
1	10月 7日	通信関連法規の概要	電気通信の発達と電気通信法規 法令及び条約の基礎的な事柄 電気通信に関する国際組織と規制の枠組 国際電気通信連合(ITU)の基本文書その1
2	21日	国際電気通信法規	国際電気通信連合(ITU)の基本文書その2 電波資源の国際管理及び周波数の割当て
3	28日	電波法1 無線局を開設する1	無線局の開設 免許又は登録を要する無線局(免許制度) 無線局免許の欠格事由
4	11月 4日	電波法2 無線局を開設する2	無線局の開設の手続 免許と登録、包括免許及び包括登録
5	11日	電波法3 無線設備の技術基準と適合マーク	送信設備及び受信設備の技術基準 技術基準認証制度 (適合証明、設計の認証、技術基準自己確認)
6	18日	電波法4 携帯電話と電波法	無線従事者資格制度 無線局の運用
7	25日	電波法5 無線局の管理と監督 ICカード、電子レンジと電波法	無線局の管理 無線局に対する監督 高周波利用設備
8	12月 9日	電波法6 無線通信秩序の維持	電波利用環境の保護、電波利用料 電波法の罰則規定

第3回目から授業計画に示すように日本の国内法である電波法を6回に分けて講義します。
本日は、テーマの「無線局を開設する1」に基づき、無線局の開設について説明します。

第3回(10月21日)の学習ガイド

①今回の授業から、前回までに説明した世界共通の国際ルールである国際電気通信法規に規定されている、電波の発射に関わる基本的な基準を日本国内に於いて適応するために制定された電波法の条文内容を学習します。

②電波法第1回目のテーマとそのキーワードは「無線局の開設」です。国際ルールの規定によれば、基本的には電波の発射は許可が必要です。日本国内で無線局を開設して無線通信を行うには、電波の発射を伴うので、電波法では電波発射の許可を「免許」という形で規定しています。今回の授業のキーポイントになる電波法条文は、講義資料教材23頁に掲載の電波法第4条です。

③電波法第4条の規定内容を把握、理解した後、無線局の免許が発給されない原因となる欠格事由について規定した電波法第5条の内容を学習し理解します。

電波法

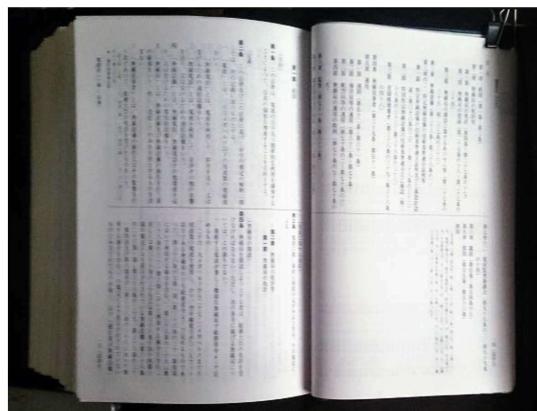
電波法令集



電波法の条文は、加除式の電波法令集に収納されています。この法令集には、電波に関わる法律や総務省で規定する省令等が収納されています。現行の電波法令集は約2000頁以上にもなるので、第Ⅰ編と第Ⅱ編に分かれています。

電波法

電波法令集



電波法だけでなく日本の法令は右から左への縦書きになっています。

電波法

電波法目次

- 第1章 総則（第1条～第3条）
- 第2章 無線局の免許等（第4条～第27条の36）
- 第3章 無線設備（第28条～第38条の2）
- 第3章の2 特定無線設備の技術基準適合証明等
（第38条の2の2～第38条の38）
- 第4章 無線従事者（第39条～第51条）
- 第5章 運用（第52条～第70条の9）
- 第6章 監督（第71条～第82条）
- 第7章 異議申立て及び訴訟（第83条～第99条）
- 第7章の2 電波監理審議会（第99条の2～14）
- 第8章 雜則（第100条～第104条の5）
- 第9章 罰則（第105条～第116条）

現在、電波利用の基本法規となっている電波法は、放送法及び電波監理委員会設置法（1952年7月31日廃止）とともに、電波三法と呼ばれ、1950年6月1日（昭和25年6月1日）に施行されました。

電波法の施行により、それまで原則として政府専掌とされていた電波の利用が、広く国民に解放されることとなりました。我が国では、この日（6月1日）を「電波の日」としています。

現行の電波法は目次に示すように第1章～第9章までに分かれていますが、第3章と第7章には、それぞれにその2の章が追加されています。昭和25年に電波法が施行されて以来、無線通信技術の発展等に伴い、現行のような章立てとなっています。

電波法 第1章 総則

電波法の目的（第1条）

電波の公平かつ能率的な利用を確保



公共の福祉を増進する目的

電波法の目的について規定している条文の説明です。下記の『　　』で囲まれた中の文章が条文の規定内容です。

（電波法第1条）『この法律は、電波の公平且つ能率的な利用を確保することによって、公共の福祉を増進することを目的とする。』

電波法 第1章 総則

定義(第2条) この法律及びこの法律に基づく命令の規定の解釈に関する定義に従うものとする。

「電波」：三百万メガヘルツ以下の周波数の電磁波

「無線電信」：電波を利用して、符号を送り、又は受けるための通信設備

「無線電話」：電波を利用して、音声その他の音響を送り又は受けるための通信設備

「無線設備」：無線電信、無線電話その他電波を送り、又は受けたための電気的設備

「無線局」：無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体。受信のみを目的とするものを含まない

「無線従事者」：無線設備の操作又はその監督を行う者であって、総務大臣の免許を受けたもの



電波法の条文の中で用いられる用語についての定義規定の説明です。

電波法 第1章 総則



電波に関する条約(第3条)

電波に関し条約に別段の定めがあるときは、その規定による。

電波に関する条約と電波法との優先順位関係についての条文の説明です。

(電波法第3条) 『電波に関し条約に別段の定めがあるときは、その規定による。』

電波法の規定と電波に関する条約(例えば「Radio Regulations(無線通信規則)」)の規定との間に相違が生じた場合、或いは、電波法には該当する規定がないが条約には規定がある場合には、条約の規定が適用される。ただし、電波法と条約の規定に相違がある場合であっても、電波法の規定が条約の規定を包含しているとき、電波法で規定する要件が条約で規定する要件を上回っているときなどには、電波法の規定が適用される。また、我が国が批准(受諾)していない条約については、その条約の規定に拘束されることはないから、条約優先の規定は該当しない。

電波法 第2章 無線局の免許

無線局の開設（第4条）

運用する意思を持って
無線設備の設置
設備の操作者の配置

⇒ 電波の発射が可能
な状態にすること



無線局の開設の条件

免許/許可制：法的禁止事項を所定の条件の充足により、
法律上の禁止を解除する制度

登録制：行政庁等に備える公簿に、一定の事実の記載に
より法律上の効力を発生させる制度

無線設備の利用数の急増と混信の防止など電波の利用秩序を自動的に確
保・維持するための技術が開発され、すべての設備の使用を免許の対象と
することは現実的ではなくなってきたので、混信の防止等で一定の技術条件を
満たす無線設備を使用する無線局の開設は、免許より規整を緩めた登
録によることができるようになってきました。

また、従来、無線局の免許は、1局ごとに個別に行われてきたが、携帯電話の移動端末に代表されるように、同一の免許人が同一規格の無線局を一定期間内に大量に開設するような場合には、一定の要件を満たす複数の無線局の開設を包括(一括)して免許する「包括免許の制度（特定無線局の免許の特例）」が導入されています。



電波法 第2章 無線局の免許等

電波法第四条



(無線局の開設)

第四条 無線局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならぬ。ただし、次の各号に掲げる無線局については、この限りでない。

- 一 発射する電波が著しく微弱な無線局で総務省令で定めるもの
- 二 二十六・九メガヘルツから二十七・ニメガヘルツまでの周波数の電波を使用し、かつ、空中線電力が〇・五ワット以下である無線局のうち総務省令で定めるものであつて、第三十八条の七第一項（第三十八条の三十一第四項において準用する場合を含む。）、第三十八条の二十六（第三十八条の三十一第六項において準用する場合を含む。）又は第三十八条の三十五の規定により表示が付されている無線設備（第三十八条の二十三第一項（第三十八条の二十九、第三十八条の三十一第四項及び第六項並びに第三十八条の三十八において準用する場合を含む。）の規定により表示が付されていないものとみなされたものを除く。以下「適合表示無線設備」という。）のみを使用するもの
- 三 空中線電力が一ワット以下である無線局のうち総務省令で定めるものであつて、次条の規定により指定された呼出符号又は呼出名称を自動的に送信し、又は受信する機能その他総務省令で定める機能を有することにより他の無線局にその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することができるもので、かつ、適合表示無線設備のみを使用するもの
- 四 第二十七条の十八第一項の登録を受けて開設する無線局（以下「登録局」という。）

無線局の開設（電波法第4条）の規定条文です。横書き表示にな

っていますが、

電波法令集では右から左へ進む縦書き表示になっています。

『電波法第4条

無線局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならぬ。ただし、次の各号に掲げる無線局についてはこの限りでない。

第四条 無線局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。ただし、次に掲げる無線局については、受けなければならない。ただし、次に掲げる無線局については、受けなければならない。
この限りでない。
一 発射する電波が著しく微弱な無線局で総務省令（＊）で定めるもの
二 二十六・九メガヘルツから二十七・ニメガヘルツまでの周波数の電波を使用し、かつ、空中線電力が〇・五ワット以下である無線局のうち総務省令（＊）で定めるものであつて、第三十八条の七第一項（第三十八条の三十一第六項において準用する場合を含む。）、第三十八条の二十六（第三十八条の三十一第六項において準用する場合を含む。）又は第三十八条の三十五の規定により表示が付されている無線設備（第三十八条の二十三第一項（第三十八条の二十九、第三十八条の三十一第四項並びに第三十八条の三十八において準用する場合を含む。）の規定により表示が付されていないものとみなされたものを除く。以下「適合表示無線設備」という。）のみを使用するもの

電波法 第2章 無線局の免許等

無線局の開設(第4条)

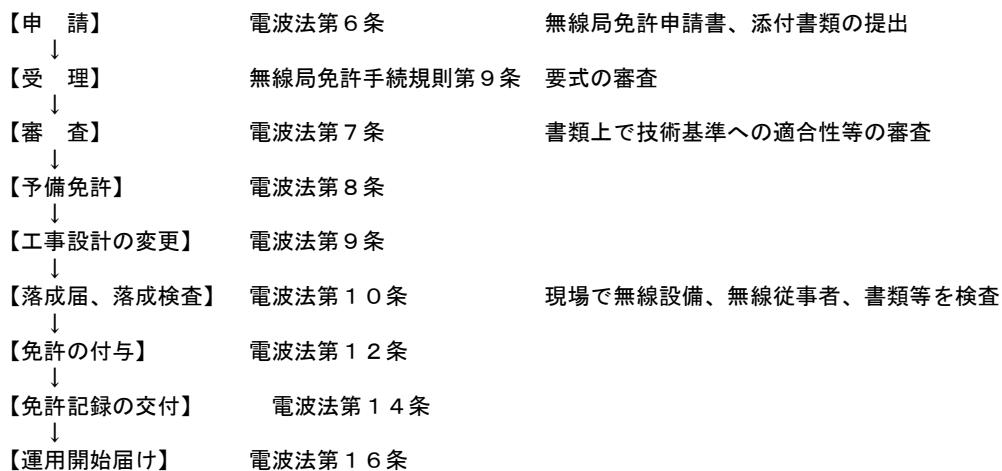
適用規則		要件	手続き	無線局
電波法 第4条	本文		通常の免許手続き	免許局
			簡易な免許手続き	
			包括免許の手続き	
ただし書き	第四号	登録が必要	登録手続	登録局
	第一～三号	免許・登録不要	手続き不要	免許登録不要局

免許を要する無線局

「登録を要する無線局」並びに「免許及び登録を要しない無線局」以外の無線局の開設には免許が必要

電波法 第2章 無線局の免許等

1) 通常の免許手続き (基本となる免許手続き)



電波法 第2章 無線局の免許等

2) 簡易な免許手続き（電波法第15条）

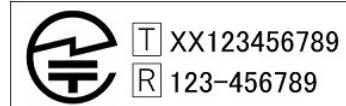
再免許、特定無線局*、遭難自動通報局、特定実験試験局

【申請】 電波法第6条 無線局免許申請書、添付書類の提出

↓
【受理】 無線局免許手続規則第9条 要式の審査

↓
↓
↓
電波法第15条 (【手続きの省略】)

【免許の付与】 電波法第12条



【免許記録の交付】 電波法第14条

【運用開始届け】 電波法第16条

* 特定無線局：次の何れかの無線局であって、適合表示無線設備のみを使用するもの。

一 電気通信業務を行うことを目的とする陸上移動局、VSAT地球局、航空機地球局、帶移動地球局

二 MCA及びデジタルMCA陸上移動通信を行う陸上移動局

三 実数零点単側波帯変調方式及び狭帯域デジタル通信方式の陸上移動局及び携帯局

四 屋内その他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがない場所に設置する基地局

電波法 第2章 無線局の免許等

3) 包括免許の手続き（電波法第27条の2～第27条の6）

特定無線局であって、目的、通信の相手方、電波の型式及び周波数並びに無線設備の規格が同一のものを二以上開設する場合。（Ex. 携帯電話機、MCA移動端末など）

【包括免許の申請】 電波法第27条の3 特定無線局の免許申請書、添付書類

↓
【受理】 無線局免許手続規則第9条

↓
【審査】 電波法第27条の4 周波数割当て可能性、特定無線局の開設の根本的基準

↓
【包括免許の付与】

↓
【免許記録の交付】

↓
【運用開始届け】



電波法 第2章 無線局の免許等



4) 特定基地局の開設手続き(電波法第27条の12~17)

移動体通信において、複数の基地局により一定のサービスエリアを構築する場合、各基地局は一定の期間に順次開設される。この一定の期間、各基地局が使用する周波数を予約的に確保する制度が「特定基地局の開設の認定」制度である。この制度は、特定基地局に適用される。

右のいずれかの事項のため相当数開設する必要があり、電波の有効利用にその開設が必要と認められる基地局を「特定基地局」という。

電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動する無線局(一又は二以上の都道府県の区域の全部を含む区域をその移動範囲とするものに限る。)の移動範囲における当該電気通信業務のための無線通信

移動受信用地上基幹放送に係る放送対象地域(放送法第九十一条第二項第二号に規定する放送対象地域をいう。)における当該移動受信用地上基幹放送の受信

電波法 第2章 無線局の免許等



4) 特定基地局の開設手続き(電波法第27条の12~17)

【「特定基地局の開設に関する指針」の公示】 電波法第27条の12

↓

【特定基地局の開設計画の認定の申請】 電波法第27条の14第1項～第3項

↓

【受理】

↓

【審査】

↓

【認定】

↓

【認定の公示】

電波法第27条の14第4項～第5項

電波法第27条の14第6項～第7項

電波法第27条の14第9項

電波法 第2章 無線局の免許等

登録を要する無線局（電波法第4条第四号、電波法第27条の18）

1) 登録局の対象となる無線局（電波法施行規則第16、17条）

無線局の種類	無線設備の技術基準
空中線電力が1ワット以下のPHSの基地局	無線設備規則第49条の8の3
空中線電力が10ミリワット以下のPHSの陸上移動局	無線設備規則第49条の8の3 第4項
916.7MHzを超える920.9MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局	無線設備規則第49条の9 第一号
2.450MHz帯の周波数の電波を使用する周波数ホッピング方式を使用する構内無線局	無線設備規則第49条の9 第三号
5GHz帯無線アクセスシステムの基地局、陸上移動中継局及び陸上移動局、携帯基地局及び携帯局	無線設備規則第49条の21 第1項
920.5MHz以上923.5MHzの周波数の電波を使用する陸上無線局	無線設備規則第49条の34
150MHz帯又は400MHz帯の周波数の電波を使用する簡易無線局	無線設備規則第49条 第二号

電波法 第2章 無線局の免許等

2) 登録局の開設区域（電波法施行規則第18条）

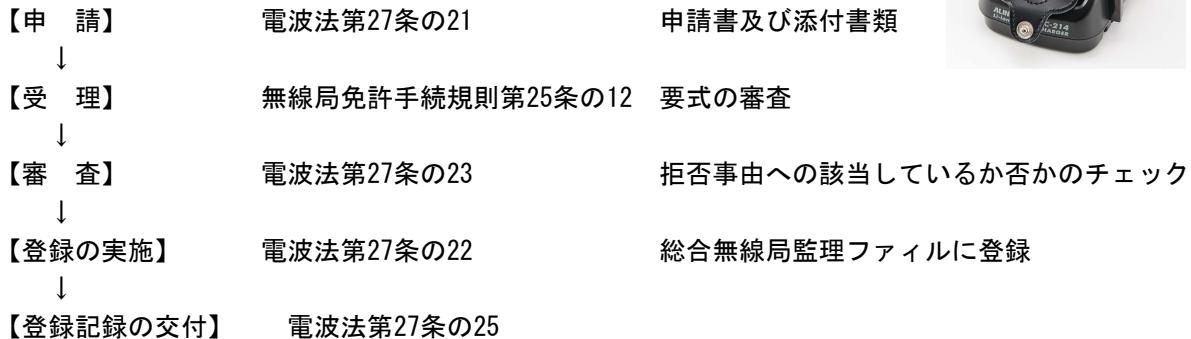
無線局の種類	開設できる区域		
351.16875MHz以上 351.38125MHz以下の周波数の電波を使用する無線局	351.16875MHz, 351.1750MHz, 351.18125MHz, 351.1875MHz 351.19375MHzの周波数の電波	2マイクロワット	全国の陸上及びその上空*
	上記以外の周波数の電波		全国の陸上*
4,900MHzを超える 5,000MHz以下の周波数の電波を使用する無線局	4,840MHz及び 4,860MHzの ±10MHzの帯域幅 に輻射される等価 等方輻射電力の上限 値	2マイクロワット	各地方総合通信局及び沖縄総合通信事務所の管轄区域のうち、総務大臣が告示する区域**
		0.2マイクロワット	全国**
5,030MHzを超えて5,091MHz以下の周波数の電波を使用する無線局			沖縄総合通信事務所の管轄区域以外の区域
上記以外の無線局			全国

* 平成20年8月29日 総務省告示第465号

** 平成19年11月29日 総務省告示第654号

電波法 第2章 無線局の免許等

3) 登録の手続き



電波法 第2章 無線局の免許等

無線局の開設（第4条）



免許及び登録を要しない無線局（第4条第一号）

1) 微弱電波の無線局

無線設備から3メールの距離において、その電界強度が、規定値以下であるもの

電波法 第2章 無線局の免許等

【図：微弱無線局の3mの距離における電界強度の許容値】



電波法 第2章 無線局の免許等

無線局の開設（第4条）

免許及び登録を要しない無線局（第4条第一号）

1) 微弱電波の無線局（電波法施行規則第6条）

- ・無線設備から3メートルの距離において、その電界強度が、規定値以下であるもの
- ・無線設備から500メートルの距離において、その電界強度が、 $200 \mu\text{V}/\text{m}$ 以下のものであって、総務大臣が告示するもの
- ・標準電界発生器、ヘテロダイン周波数計その他
の測定用小型発振器



電波法 第2章 無線局の免許等

無線局の開設(電波法第4条)

免許及び登録を要しない無線局(第4条第二号)

2) 市民ラジオ(CB: Citizen Band)の無線局

A3E電波26.9MHz～27.2MHzの周波数を使用し、
空中線電力が0.5ワット以下である適合表示無線設備
を使用する無線局



CB無線定期通信テスト



電波法 第2章 無線局の免許等

無線局の開設(電波法第4条)

免許及び登録を要しない無線局(第4条第三号)

3) 空中線電力1ワット以下で電波法施行規則第6条第4項に掲げる無線局



無線通信規則(RR)

(RR4. 4) : 構成国の主管庁は、周波数分配表又はRRのその他の規定に反していかなる周波数も局に割当ててはならない。ただし、周波数割当ての使用において、憲章、条約及びRRの規定に従って運用する局が行う業務に有害な混信を生じさせないこと及び有害な混信からの保護を要求しないことを明示の条件とする場合はこの限りでない。

(RR1. 15) : 産業科学医療用(ISM)の周波数帯（無線周波エネルギーを発生させて限られた場所で、電気通信分野における用途を除く産業用、科学用、医療用、家庭用その他これらと類似の用途に利用するための設備又は装置の運用をするための周波数帯）

(RR5. 150, RR5. 138)

RR5. 150	RR5. 138
13. 553–27. 283kHz	6, 765–6, 795kHz
26. 957–27. 283kHz	433. 05–434. 79MHz**
40. 66–40. 70MHz	61–61. 5GHz
902–928MHz*	122–123GHz
2, 400–2, 500MHz	244–246GHz
5, 725–5, 875MHz	
24–24. 25GHz	

* 第二地域に限る

** RR5. 280に定める国を除く第一区域に限る

電波法（第8章 雜則）

2 無線局の不法開設（第110条）

不法開設 ⇒ ①必要な免許なく開設した場合
 ②必要な登録なく開設した場合
 ③包括免許に関わる特定無線局を
 指定数を超えて開設した場合



実際に無線設備の運用をしたか否かにかかわらず
 処罰の対象

不法に無線局を開設した者：一年以下の懲役又は
 100万円以下の罰金（電波法第110条）



電波法（第8章 雜則）

無線局の不法開設（第110条）

無線局の不法開設（電波法第110条第一号、第二号、第三号関連）



無線局の不法開設	電波法第4条の免許が必要であるにもかかわらず、その免許なく開設した場合
	電波法第27条の21第1項の登録が必要であるにもかかわらず、その登録なく開設した場合
	包括免許の免許記録に記載された指定無線局数を超えてその包括免許に関わる特定無線局を開設した場合

不法開設は、実際に無線設備の運用をしたか否かにかかわらず処罰の対象となる。

不法に無線局を開設した者：一年以下の懲役又は100万円以下の罰金（電波法第110条）

電波法 第2章 無線局の免許等

無線局の免許の欠格事由（第5条）



法律上の資格要件を欠いていること ⇒ 欠格

欠格の原因となる理由 ⇒ 欠格事由

電波法 第2章 無線局の免許等

無線局の欠格事由（第5条）

（絶対的欠格事由）

欠格事由を設ける目的



国益を優先した電波利用

欠格の原因



一定の範囲の外国性

（相対的欠格事由）

欠格事由を設ける目的



電波利用の場の秩序維持

欠格の原因



反社会性



電波の利用に際してわが国の権益を守る観点と、電波の利用秩序を確保・維持する観点から、一定の条件に欠ける者には、無線局の免許を与えてはならない、又は、与えないことができるとする「欠格事由」を設けている。

電波法 第2章 無線局の免許等

無線局免許の欠格事由（第5条）

無線局免許の絶対的欠格事由

（一定の範囲の外国性排除）（第5条第1項）

一 日本の国籍を有しない人

二 外国政府又はその代表者

三 外国の法人又は団体

四 法人又は団体であって、前三号に掲げる者がその代表者であるもの

又はこれらの者がその役員の三分の一以上若しくは議決権の三分の一以上を占めるもの

電波法 第2章 無線局の免許等

無線局の免許の欠格事由（第5条）

外国性の排除の例外（第5条 第2項）

次の無線局については、外国性の排除の欠格事由は適用されない

- 一 実験等無線局
- 二 アマチュア局
- 三 船舶の航行安全のための無線局
- 四 航空機の航行安全のための無線局
- 五 特定の固定地点間の無線通信を行う無線局
- 六 大使館、公使館又は領事館の公用に供する無線局
であって、相互主義によって開設する無線局



電波法 第2章 無線局の免許等

無線局の免許の欠格事由（第5条）

外国性の排除の例外（第5条 第2項）

次の無線局については、外国性の排除の欠格事由は適用されない

- 七 自動車その他の陸上を移動するものに開設し、携帯して使用するために開設する無線局又はこれらと通信するために陸上に開設する移動しない無線局
- 八 電気通信業務を行うことを目的として開設する無線局
- 九 電気通信業務用無線局の無線設備を搭載する人工衛星制御用に陸上に開設する無線局



電波法 第2章 無線局の免許等

無線局の免許の欠格事由（第5条）



無線局免許の相対的欠格事由

反社会性の排除（第5条 第3項）

- 一 電波法又は放送法違反により罰金以上の刑に処せられ、刑の執行後から二年を経過しない者
- 二 無線局の免許の取り消しを受け、その取り消しの日から二年を経過しない者
- 三 認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者
- 四 登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

電波法 第2章 無線局の免許等

無線局の免許の欠格事由（第5条）

放送局の免許の欠格事由

（欠格事由の厳格化）（第5条第4、5項）

- 一 第5条第1項第1号から第3号に掲げる者若しくは無線局の免許の相対的欠格事由に該当する者
- 二 法人又は団体であって、第5条第1項第1号から第3号に掲げる者が業務を執行する役員であるもの又はこれらの者がその議決権の1/5以上を占めるもの
- 三 法人又は団体であって、この号に示される議決権の割合がその議決権の1/5以上を占めるもの
- 四 法人又は団体であって、その役員が無線局の免許の相対的欠格事由に該当する者であるもの

